

定置網周辺での釣りは禁止です

島根海区及び隠岐海区漁業調整委員会指示により、島根県内の定置網の周辺には保護区域が設定されており、**釣り等により定置漁業に支障を与える行為が禁止**されています。

違反した場合は、**1年以下の拘禁刑**又は**50万円以下の罰金等**が科せられることがあります。

保護区域

保護区域は、場所や漁具によって異なるため、詳しくは各委員会指示をご確認ください↓

島根海区漁業
調整委員会指示

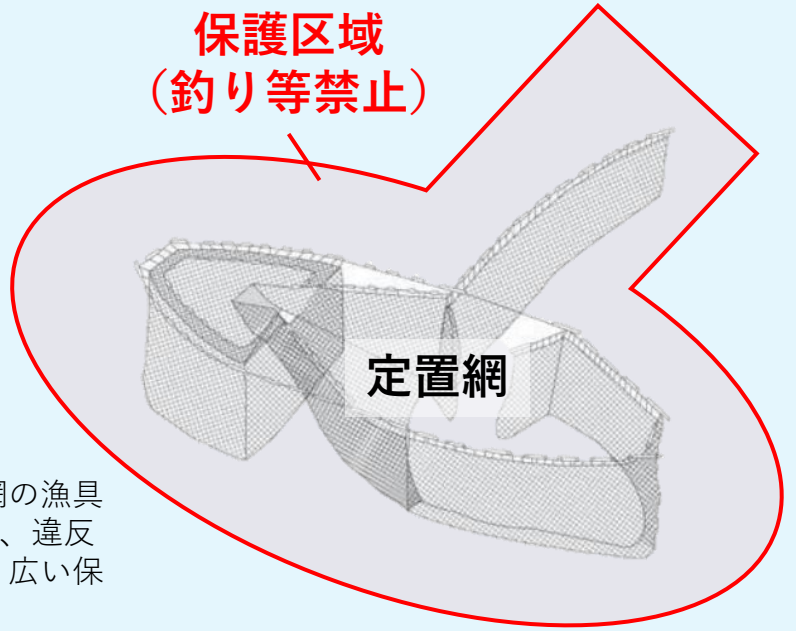


隠岐海区漁業
調整委員会指示



「定置網の保護区域」を参照

**保護区域
(釣り等禁止)**



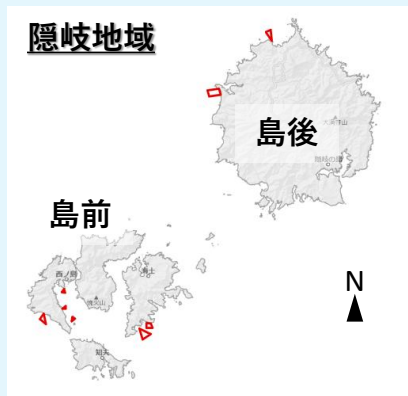
定置網

※本土地域で釣りをする場合、定置網の漁具から**200メートル以上**離れていれば、違反になりません（隠岐地域では、より広い保護区域が設定されています）

対象となる定置網の位置

地図の赤枠内（令和8年7月現在）

出典：海洋状況表示システム



詳しくは、海洋状況表示システム（海しる）でご確認ください→



〔お問い合わせ〕

- 東部農林水産振興センター水産課 0852-32-5701
- 西部農林水産振興センター水産課 0855-29-5633
- 隠岐支庁農林水産局水産課 08512-2-9669
- 島根県農林水産部水産課 0852-22-5313